

中央区グリーン購入ガイドライン

令和8年4月

中 央 区

目 次

中央区グリーン購入ガイドライン

1	目 的	1
2	適用組織	1
3	対象とする範囲	1
4	グリーン購入における調達方針	1
5	特定調達品目及び判断基準等	1
6	品目別ガイドライン	4
7	ガイドラインの基準を満たす環境ラベル等	20
8	環境配慮型製品に関する情報を提供するデータベース	23

中央区グリーン購入ガイドライン

1 目的

中央区グリーン購入ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づき、区が環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）をより一層推進することにより、区の事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図ることを目的とする。併せて、区がグリーン購入を積極的に推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取り組みを支援するとともに、区民や事業者による環境配慮型製品の購入を喚起し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざすものである。

2 適用組織

区長部局、会計室、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局

3 対象とする範囲

区の事務事業活動から生じる物品等の調達

4 グリーン購入における調達方針

(1) 物品等の調達にあたっては、可能な限り次の環境配慮事項に配慮し、必要性を十分考慮したうえで購入するものとする。

- ①製造・使用・廃棄のそれぞれの段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ④長期使用ができること
- ⑤再使用が可能なこと
- ⑥リサイクルが可能なこと
- ⑦再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- ⑧廃棄の際、処理や処分が容易であること

(2) 特定調達品目に該当する物品は、判断基準及び配慮事項に適合する製品から選択するよう努める。

5 特定調達品目及び判断基準等

「特定調達品目」：次項 「6 品目別ガイドラインのとおり」

「判断の基準」：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準

「基準値1」：判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合、「より高い環境性能」の基準値であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示す

「基準値2」：判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合、各機関において調達を行う「最低限の基準」として示す

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

基準値については、重点的に環境配慮を進めるべき品目を選定し、順次判断の基準に2段階のレベルを設定する。脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値1」による調達を積極的に推進するものとする。

なお、環境ラベル等表示商品については環境ラベル等をもって、ガイドラインの基準を満たすものとする。

また、物品等を調達する際には、環境配慮型製品に関する情報を提供するデータベース等を積極的に活用することとする。

附 則

このガイドラインは、平成22年5月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成23年8月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

6 品目別ガイドライン

(1) 紙類

●参考となる環境ラベル等（マークの概要はP20～を参照）



●共通判断基準（◎は配慮事項）

- ・バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。（確認方法は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠すること。）
- ただし、端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ◎バージンパルプが使用される場合は、持続可能な森林経営から生産されたものであること。
- また、森林認証材パルプ^{※1}及び間伐材等^{※2}パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ◎製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であり、かつ再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 「森林認証材パルプ」とは、独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証した木材から産出されたバージンパルプのこと。
（森林認証の認証マークにより証明）

※2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

(1) -1 情報用紙

特定調達品目	判断基準（◎は配慮事項）
コピー用紙	①総合評価値80点以上 ②製品に総合評価値及びその内訳（指標項目 ^{※3} ごとの指標値 ^{※4} 又は加算値 ^{※5} 、及び評価値 ^{※6} ）が記載されていること。 ただし製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 ◎古紙パルプ配合率 ^{※7} が可能な限り高いものであること。
フォーム用紙 (OA用紙を含む)	①古紙パルプ配合率70%以上 白色度70%程度以下 ②塗工紙は、塗工量が両面で1.2g/m ² 以下
インクジェットカラー プリンター用塗工紙	①古紙パルプ配合率70%以上 ②塗工紙は、塗工量が両面で2.0g/m ² 以下 ただし片面の最大塗工量は1.2g/m ² ◎古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

※3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

※4 「指標値」とは、最低保証の古紙パルプ配合率（%）、森林認証材パルプ利用割合（%）、間伐材等パルプ利用割合（%）、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）ごとの値をいう。

※5 「加算値」とは、白色度（%）、坪量（g/m²）ごとの値をいう。

※6 「評価値」とは、古紙パルプ配合率に係る評価値、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値、白色度に係る加算値、坪量にかかる加算値をそれぞれ小数点第二位で四捨五入した数値である。

※7 「古紙パルプ配合率」とは、再生紙の原料パルプに占める古紙パルプの割合を示すものである。
単位は%で数値が高いほど古紙が多く配合されている。

(1) - 2 印刷用紙

特定調達品目	判断基準（◎は配慮事項）
塗工されていない印刷用紙	①総合評価値80点以上（塗工されていない印刷用紙の指標項目 ^{※8} により算定） ②製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値 ^{※9} 、及び評価値 ^{※10} ）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ◎総合評価値がより高いものであること。 ◎古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
塗工されている印刷用紙	①総合評価値80点以上（塗工されている印刷用紙の指標項目 ^{※11} により算定） ②製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値 ^{※12} 、及び評価値 ^{※13} ）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ◎総合評価値がより高いものであること。 ◎古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

※8 「塗工されていない印刷用紙の指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度をいう。

※9 「加算値」とは、白色度（%）の値をいう。

※10 「評価値」とは、古紙パルプ配合率に係る評価値、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値、白色度に係る加算値をそれぞれ小数点第二位で四捨五入した個々の数値をいう。

※11 「塗工されている印刷用紙の指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合及び塗工量（両面への塗布量）をいう。

※12 「加算値」とは、塗工量（g/m²）の値をいう。

※13 「評価値」とは、古紙パルプ配合率に係る評価値、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値、塗工量に係る加算値をそれぞれ小数点第二位で四捨五入した個々の数値をいう。

(1) - 3 衛生用紙

特定調達品目	判断基準（◎は配慮事項）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	◎次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率100% ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ◎製品の長尺化及び狭幅化が図られていること（トイレットペーパーに適用）。 ◎定量的環境情報（カーボンフットプリント）が算定・開示されていること。 ◎簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 印刷物

●参考となる環境ラベル等（マークの概要はP20～を参照）



特定調達品目	判断基準（◎は配慮事項）
紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物	<p>○基準値1は、次の①から⑦の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「（1）紙類」参照）を満たす用紙が使用されていること。（冊子形状のものについては表紙を除く。）バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②「（表1）古紙リサイクル適性ランクリスト」に示されたB、C、及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性^{※14}を表示すること。ただし、長期間に渡り保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。</p> <p>④印刷の各工程において、「（表2）オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式」に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ. 環境報告書等を作成・公表している事業者であること。 ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。</p> <p>⑥オフセット印刷^{※15}については、バイオマスを含むインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること（植物油インキ、大豆油インキ等）。また、インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑦デジタル印刷^{※16}については、電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ参照。」）を満たすトナーが使用されていること。また、電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>◎印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ◎デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ◎揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ◎インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ◎印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ◎バージンパルプが使用される場合は、持続可能な森林経営から生産されたものであること。ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>◎製品の包装又は梱包は可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p> <p>◎「（表3）資材確認票」を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため、光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあつた資材を適切に選択すること。</p>

※14 「リサイクル適性」の表示方法については、「リサイクル対応型印刷物の識別表示について」（P11）を参考にすること。

※15 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

※16 「デジタル印刷」とは、無版印刷であつて電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。

(表1) 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない。	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない。	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる。	微量の混入でも除去することができないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる。
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸紙（水溶性 のもの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／イン ディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファン シーペーパー(C)*／ 樹脂含浸紙（水溶性 のものを除く）／硫 酸紙／ターポリン紙 ／ロウ紙／セロハン ／合成紙／カーボン 紙／ノーカーボン紙 ／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳 香紙
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版イ ンキ（オフセットイ ンキ）／溶剤型グラ ビアインキ／溶剤型 フレキソインキ／ス クリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ ／水性フレキソイ ンキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UV インキ☆／オフセッ ト用金・銀インキ／ パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア 用金・銀インキ／ OCR UVインキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感イ ンキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷イン キ類】 リサイクル対応型ド ライトナー☆	【デジタル印刷イン キ類】 ドライトナー	—	—
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチ キス等／難細裂化 EVA系ホットメルト ☆／PUR系ホットメ ルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系 ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロ ス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引 き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UVコート、 UVラミコート／箔押 し	—	—

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
③加工資材	【その他加工】 リサイクル対応型 シール（全離解可能 粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル 対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチ キュラーレンズ使 用）	—
④その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイ クル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物 （製本用ホッチキ ス、針金等除く）／ 土砂／木片／プラス チック類／布類／建 材（石こうボード 等）／不織布／粘着 テープ（リサイクル 対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香 剤、香水、口紅等）

注1 ☆印の資材（難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 *印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

(表2) オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

株式会社

行程	実現	基準(要求内容)	
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版のフィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。	
	はい/いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。	
	デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電力切断など、省エネルギー活動を行っている。
	はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
表面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
製本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(表3) 資材確認票の様式(例)

作成年月日: 年 月 日

御中

件名: _____

資 材 確 認 票

_____ 株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	総合評価値80
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	カバー	—	—			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホット メルト	〇〇化学/〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工					
その他			—			



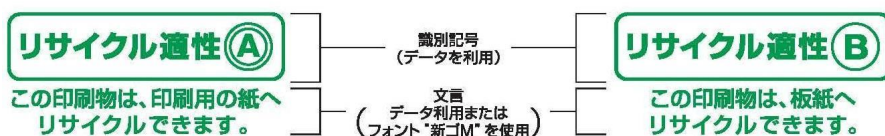
使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照とすること。
 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(参考) リサイクル対応型印刷物の識別表示について

(1) 識別表示方法

- Aランクの資材のみ使用の場合



上記のとおり、識別記号と文言を組み合わせることで表示すること。「印刷物」を「雑誌」「本」等に置き換えも可。

冊子状の印刷物の場合、印刷物中に上記表示がある場合は、表紙・裏表紙・背においては、**(A)(B)** の識別記号のみを表示してもよい。

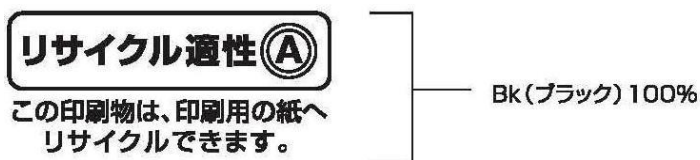
- CまたはDランクの資材を使用する場合は、以下の表現を参考に表示してください。
(表紙、裏表紙、背に表示する場合)
「この印刷物は〇〇にリサイクルに適さない資材を使用しています。」
「この印刷物は〇〇にリサイクルに適さない資材を使用しているため、古紙回収に出す場合には、取り除いてください。」
※〇〇部は、表紙、付録、とじこみ等、該当箇所を簡潔に示す表現とする。

(2) カラー規定

- 標準色



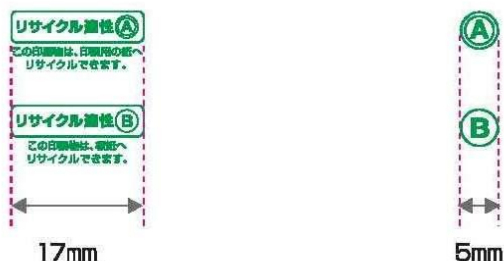
- モノクロ使用
標準カラーが使用できない場合は、全てBk (ブラック) 100%での使用も可とする。



- ネガ使用
表示が認識しづらい背景上や、濃い背景上で使用する場合は、マークを白抜きにして使用することも可とする。

(3) サイズ規定

- 最小使用サイズ
識別表示を縮小して使用する場合は最小使用サイズを下記の通りとする。
マーク縦横比は変えることは不可とする。



(3) 文具類

●参考となる環境ラベル等（マークの概要はP20～を参照）

エコマーク



●共通判断基準（◎は配慮事項）

- ・主要材料及び主要材料以外の材料が各要件を満たすこと。
 - I：プラスチックの場合
 - ・再生プラスチック^{*17}40%以上、又はバイオマスプラスチック^{*18}であって、環境負担低減効果が確認されたもの。
 - ・ただし、ポストコンシューマ材料^{*19}の場合は20%以上。
 - II：木質の場合
 - ・間伐材、端材等の再生資源であること。又は森林認証材等の合法材を使用していること。
 - III：紙の場合
 - ・古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率50%以上。
 - ・バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用していること。
 - ・ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
 - IV：金属の場合
 - ・原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。
 - ・すべての材料が金属の場合を除き、使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。
 - ・ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品には適用しない。
 - V：エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
- ※ただし、個別の判断基準を定めているものについては、上記の判断基準に代えて、当該判断基準を適用すること。
- ◎古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- ◎使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ◎材料に木質が含まれる場合は、持続可能な森林経営から生産されたものであること。
ただし、間伐材、端材等の再生資源である木材は除く。
- ◎材料にバージンパルプが使用される場合は、持続可能な森林経営から生産された木材のパルプを使用すること。
ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ◎間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ◎製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ◎製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。
- ◎製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であり、かつ再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ◎製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックで、環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

特定調達品目		判断基準（◎は配慮事項）
シャープペンシル		共通判断基準のⅠ（軸に適用） ◎残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯		共通判断基準のⅠ（容器に適用）
ボールペン		共通判断基準のⅠ（軸に適用） かつ芯が交換できること。
マーキングペン		共通判断基準のⅠ（軸に適用） ◎消耗品の交換又は補充が可能であること。
鉛筆		共通判断基準のⅡ（軸に適用）
スタンプ台		再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの（消耗部分を除く）（盤面枠に適用） ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上（盤面枠に適用） ◎インク・液の補充が可能であること。
朱肉		再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの（消耗部分を除く）（容器に適用） ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上（容器に適用） ◎インク・液の補充が可能であること。
印章セット		共通判断基準のⅠ（蓋・枠・底に適用） ◎液の補充が可能であること。
印箱		共通判断基準のⅠ（仕切板に適用）
公印		共通判断基準のⅡ
ゴム印		共通判断基準のⅡ
回転ゴム印		共通判断基準のⅠ（柄部に適用）
定規		共通判断基準のⅠ
トレー		共通判断基準のⅠ
消しゴム		共通判断基準のⅢ（巻紙・ケースに適用）
ステープラー	汎用型 ^{※20}	再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの（機構部分を除く。） ◎再生利用又は適正廃棄が可能な分離・分別の工夫がされていること。
	汎用型以外 ^{※20} （針を用いない方式を含む）	共通判断基準のⅠ ◎再生利用又は適正廃棄が可能な分離・分別の工夫がされていること。
ステープラー針リムーバー		共通判断基準のⅠ ◎再生利用又は適正廃棄が可能な分離・分別の工夫がされていること。
連射式クリップ（本体）		再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの（消耗部分を除く。） ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上
事務用修正具（テープ）		再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの（消耗部分を除く。） ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上 ◎テープの交換が可能であること。
事務用修正具（液状）		共通判断基準のⅠ（容器に適用）
クラフトテープ		古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率40%以上（テープ基材に適用） バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ◎粘着剤は水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は分散するもので、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）		テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については、再生プラスチック40%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。
両面粘着紙テープ		古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率40%以上（テープ基材に適用） バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ		共通判断基準のⅢ（テープ基材に適用）

特定調達品目	判断基準（◎は配慮事項）
ブックスタンド	再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。 ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上
ペンスタンド	共通判断基準のⅠ
クリップケース	共通判断基準のⅠ
はさみ	共通判断基準のⅠ ◎再生利用又は適正廃棄が可能な分離・分別の工夫がされていること。
マグネット（玉）	共通判断基準のⅠ
マグネット（バー）	共通判断基準のⅠ
テープカッター	共通判断基準のⅠ
パンチ（手動）	共通判断基準のⅠ
モルトケース	共通判断基準のⅠ
紙めくりクリーム	共通判断基準のⅠ（容器に適用）
鉛筆削（手動）	共通判断基準のⅠ ◎再生利用又は適正廃棄が可能な分離・分別の工夫がされていること。
OAクリーナー （ウェットタイプ）	再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。（容器に適用） ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上 ◎内容物の補充が可能であること。
OAクリーナー（液タイプ）	共通判断基準のⅠ（容器に適用） ◎内容物の補充が可能であること。
ダストブロワー	フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合に当たっては、製品にその取扱いについての適切な記載がされていること。
レターケース	共通判断基準のⅠ
メディアケース（CD、DVD及びBD）	次のいずれかを満たすこと。 ①再生プラスチック70%以上 ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプであること。 ③バイオマスプラスチックが使用されていること。
マウスパッド	共通判断基準のⅠ
OAフィルター（枠あり）	次のいずれかを満たすこと。（枠部に適用） ①共通基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックが使用されていること。 ②再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上
丸刃式紙裁断機	共通判断基準のⅠ ◎再生利用又は適正廃棄が可能な分離・分別の工夫がされていること。
カッターナイフ	共通判断基準のⅠ
カッティングマット	共通判断基準のⅠ ◎両面使用が可能であること。
デスクマット	共通判断基準のⅠ
OHPフィルム	次のいずれかを満たすこと。 ①再生プラスチック30%以上 ②インクジェット用のものについては再生プラスチック30%以上、 又はバイオマスプラスチックが使用されていること。
絵筆	再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。（柄に適用） ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上 それ以外の場合は、共通判断基準を満たすこと。
絵の具	共通判断基準のⅠ（容器に適用）
墨汁	共通判断基準のⅠ（容器に適用）
のり（液状） （補充用を含む。）	共通判断基準のⅠ（容器に適用）
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	◎内容物の補充が可能であること。
のり（固形） （補充用を含む。）	共通判断基準のⅠ（容器・ケースに適用） ◎消耗品が交換できること。
のり（テープ）	

特定調達品目		判断基準（◎は配慮事項）
ファイル ^{※21} （クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く）	紙製	古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上 バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ◎とじ具の再使用が可能であること。 ◎分別廃棄が可能であること。
	プラスチック製	共通判断基準のⅠ ◎とじ具の再使用が可能であること。 ◎分別廃棄が可能であること。
クリアーホルダー ^{※22} 及びクリアーファイル ^{※23}	紙製	古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上 バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	プラスチック製	基準値1は、認定プラスチック使用製品 ^{※24} であること。 基準値2は、共通判断基準のⅠを、満たすこと。 ◎とじ具の再使用が可能であること。 ◎分別廃棄が可能であること。
バインダー ^{※25}	紙製	古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上 バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ◎とじ具の再使用が可能であること。 ◎分別廃棄が可能であること。
	プラスチック製	基準値1は、認定プラスチック使用製品であること。 基準値2は、共通判断基準のⅠを、満たすこと。 ◎とじ具の再使用が可能であること。 ◎分別廃棄が可能であること。
ファイリング用品 ^{※26}	紙製	共通判断基準のⅢ
	プラスチック製	共通判断基準のⅠ
アルバム (台紙を含む)	紙製	共通判断基準のⅢ
	プラスチック製	共通判断基準のⅠ
つづりひも	紙製	古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上 バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	プラスチック製	再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。 ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上
カードケース 事務用封筒（紙製）		共通判断基準のⅠ 古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率40%以上 バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

特定調達品目		判断基準（◎は配慮事項）
窓付き封筒（紙製）		①古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率40%以上（窓部分は適用外） バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。 ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②窓部分がプラスチック製フィルムの場合は再生プラスチック40%以上、又はバイオマスプラスチックが使用されていること。
けい紙		古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上 バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。
起案用紙		ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
ノート		
パンチラベル	紙製	共通判断基準のⅢ ◎粘着剤は水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は分散するもので、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
	プラスチック製	共通判断基準のⅠ ◎粘着剤は水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は分散するもので、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
タックラベル		古紙パルプ・森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計配合率70%以上（粘着部分 ^{※27} を除く。） バージンパルプが使用される場合は、合法性が証明された木材から製造されたものを使用すること。
インデックス		ただし、間伐材及び端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
付箋紙		それ以外の場合は、共通判断基準を満たすこと。 ◎粘着剤は水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は分散するもので、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
付箋フィルム		共通判断基準のⅠ ◎粘着剤は水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は分散するもの。
黒板拭き		共通判断基準のⅠ
ホワイトボード用レーザー額縁		共通判断基準のⅠ
テープ印字機等用カセット		①共通判断基準のⅠ ②次の要件満たすこと ア 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部分を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されている。 イ 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能。 ウ 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く）の95%以上であること。 また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テープ印字機等用テープ		次のいずれかを満たすこと。 ①共通判断基準のⅠ ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱		再生プラスチック70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。
リサイクルボックス		ただし、ポストコンシューマ材料の場合は35%以上 それ以外の場合は、共通判断基準を満たすこと。

特定調達品目	判断基準（◎は配慮事項）	
缶・ボトルつぶし機（手動）	共通判断基準のⅠ	
名札（机上用）	共通判断基準のⅠ	
名札（衣服取付型・首下げ型）	共通判断基準のⅠ	
鍵かけ（フックを含む。）	共通判断基準のⅠ	
チョーク	再生材料が10%以上	
グラウンド用白線	再生材料が70%以上	
梱包用バンド	紙製	古紙パルプ配合率100%以上
	プラスチック製	ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック25%以上 ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

※17「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

※18「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料混合時に投入量に応じてバイオマス特性を割り当てる「マスバランス方式」を含み、この方式を用いる場合は、独立認証機関の基準に基づき第三者によるサプライチェーンのトレーサビリティ認証が必要となる。
なお、バイオマスプラスチックは、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

※19「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

※20「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の2.に規程するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのをいう。また、「ステープラ（汎用型以外）」とは、ステープラ（汎用型）以外のものをいい、針を用いないものを含む。

※21「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋狭、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

※22「クリアーホルダー」とは、主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイルをいい、スライド付きのものは含まない。

※23「クリアーファイル」とは、何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイルをいい、名刺ファイル、はがきファイル等用途が限定されたものを含み、バインダー型のものを除く。

※24「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。



※25「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいう。

※26「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

※27「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

- 各品目ごとの判断基準において、%により示されている数値は、金属部分を除いた主要材料が
 - ・紙の場合には、原料となる紙の古紙パルプ配合率をさす。
 - ・プラスチックの場合には、再生プラスチックがプラスチック部分の総重量に占める率をさす。
- 文具類共通の判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断基準の対象とする品目は含まれないものとする。


（4）その他

特定調達品目	参考となる環境ラベル等	判断基準															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">オフィス家具等 (12)</td> <td>いす</td> <td>掲示板</td> </tr> <tr> <td>机</td> <td>黒板</td> </tr> <tr> <td>棚</td> <td>ホワイトボード</td> </tr> <tr> <td>収納用什器（棚以外）</td> <td>個室ブース</td> </tr> <tr> <td>ローパーティション</td> <td>ディスプレイ</td> </tr> <tr> <td>コートハンガー</td> <td>スタンド</td> </tr> <tr> <td>傘立て</td> <td></td> </tr> </table>	オフィス家具等 (12)	いす	掲示板	机	黒板	棚	ホワイトボード	収納用什器（棚以外）	個室ブース	ローパーティション	ディスプレイ	コートハンガー	スタンド	傘立て			令和8年2月閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html
オフィス家具等 (12)		いす	掲示板														
		机	黒板														
		棚	ホワイトボード														
		収納用什器（棚以外）	個室ブース														
		ローパーティション	ディスプレイ														
		コートハンガー	スタンド														
	傘立て																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">画像機器等 (10)</td> <td>コピー機☆</td> <td>ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td>複合機☆</td> <td>スキャナ</td> </tr> <tr> <td>拡張性のある</td> <td>プロジェクタ</td> </tr> <tr> <td>デジタルコピー機☆</td> <td>トナーカートリッジ</td> </tr> <tr> <td>プリンタ</td> <td>インクカートリッジ</td> </tr> <tr> <td>プリンタ複合機</td> <td></td> </tr> </table>	画像機器等 (10)	コピー機☆	ファクシミリ	複合機☆	スキャナ	拡張性のある	プロジェクタ	デジタルコピー機☆	トナーカートリッジ	プリンタ	インクカートリッジ	プリンタ複合機			の判断基準等に適合した製品を調達するように努める。 ☆印の調達品目については、2段階の判断の基準を設定している。		
画像機器等 (10)		コピー機☆	ファクシミリ														
		複合機☆	スキャナ														
		拡張性のある	プロジェクタ														
		デジタルコピー機☆	トナーカートリッジ														
	プリンタ	インクカートリッジ															
プリンタ複合機																	

※参考となる環境ラベル等のマークの概要はP20～を参照

特定調達品目			参考となる環境ラベル等	判断基準
電子計算機等 (4)	電子計算機(パソコン)	ディスプレイ	  	令和8年2月閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html) の判断基準等に適合した製品を調達するように努める。
	磁気ディスク装置	記録用メディア		
オフィス機器等 (5)	シュレッダー	電子卓上計算機	 	
	デジタル印刷機	一次電池又は 小形充電式電池		
移動電話等(3)	携帯電話	スマートフォン		
	PHS			
家電製品(6)	電気冷蔵庫☆	テレビジョン受信機☆	  	
	電気冷凍庫☆	電気便座		
	電気冷凍冷蔵庫☆	電子レンジ		
エアコン ディショナー等 (4)	家庭用エアコン ディショナー☆	ガスヒートポンプ式 冷暖房機	 	
	業務用エアコン ディショナー☆	ストーブ		
温水器等(4)	ヒートポンプ式電気 給湯器	石油温水器☆	 	
	ガス温水器☆	ガス調理機器		
照明(3)	LED照明器具☆	電球形LEDランプ		
	LEDを光源とした 内照式表示灯			
自動車等(8)	乗用車	トラック等☆	  	
	小型バス☆	トラクタ☆		
	小型貨物車☆	乗用車用タイヤ☆		
	バス等☆	2サイクルエンジン油		
消火器(1)	消火器			
制服・作業服等 (4)	制服☆	帽子☆	 	
	作業服☆	靴☆		
インテリア・ 寝装寝具(11)	カーテン☆	ニードルパンチ カーペット	  	
	布製ブラインド☆	毛布☆		
	金属製ブラインド	ふとん☆		
	タフテッドカーペット	ベッドフレーム		
	タイルカーペット☆	マットレス		
織じゅうたん				
作業手袋(1)	作業手袋			
その他繊維製品 (7)	集会用テント☆	のぼり	 	
	ブルーシート☆	幕		
	防球ネット	モップ		
	旗			
設備(12)	太陽光発電システム	節水器具	 	
	太陽熱利用システム☆	給水栓		
	地中熱利用システム	日射調整フィルム		
	燃料電池	低放射フィルム		
	エネルギー管理システム	テレワーク用ライセンス		
	生ゴミ処理機	Web会議システム		
災害備蓄用品 (11) ※()は他の分野 と同品目	災害備蓄用飲料水☆	(作業手袋)	 	
	アルファ化米	(テント)		
	保存パン	(ブルーシート)		
	乾パン	備蓄用作業服		
	レトルト食品等	(一次電池)		
	栄養調整食品	非常用携帯燃料		
	フリーズドライ食品	携帯発電機		
	(毛布)	非常用携帯電源		
公共工事 (70)	資材	建設汚泥から再生し た処理土		
		土木用水砕スラグ		
		下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)		

※参考となる環境ラベル等のマークの概要はP20～を参照

特定調達品目			参考となる環境ラベル等	判断基準	
公共工事	資	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	LED道路照明	令和8年2月閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html) の判断基準等に適合した製品を調達するように努める。 ☆印の調達品目については、2段階の判断の基準を設定している。	
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
		地盤改良用製鋼スラグ	セラミックタイル		
		高炉スラグ骨材	断熱サッシ・ドア		
		フェロニッケルスラグ骨材	製材		
		銅スラグ骨材	集成材		
		電気炉酸化スラグ骨材	合板		
		再生加熱アスファルト混合物	単板積層材		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	直交集成板		
		中温化アスファルト混合物	フローリング		
		鉄鋼スラグ混入路盤材	パーティクルボード		
		再生骨材等	繊維版		
		間伐材	木質系セメント板		
		高炉セメント	木材・プラスチック		
		フライアッシュセメント	再生複合材製品		
		エコセメント	ビニル系床材		
		透水性コンクリート	断熱材		
	鉄鋼スラグブロック	照明制御システム			
	吹付けコンクリート	変圧器			
	下塗用塗料（重防食）	吸収冷温水機			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	氷蓄熱式空調機器			
	高日射反射率塗料	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機			
	高日射反射率防水	送風機			
	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	ポンプ			
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管			
	パークたい肥	自動水栓			
	建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械		
	工法	低品質土有効利用工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
		建設汚泥再生処理工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
		コンクリート塊再生処理工法			
		路上表層再生工法			
		路上再生路盤工法			
	目的物	排水性舗装	屋上緑化		
透水性舗装					
役務（21）	省エネルギー診断	印刷☆※P5以降に詳細あり			
	食堂☆	輸配送			
	自動車専用タイヤ更生	旅客輸送			
	自動車整備	庁舎等において営業を行う小売業務			
	庁舎管理	クリーニング			
	植栽管理	飲料自動販売機設置			
	加煙試験	引越輸送			
	清掃	会議運営			
	タイルカーペット洗浄	印刷機能等提供業務			
	機密文書処理	プラスチック製ごみ袋			
	害虫防除				

※参考となる環境ラベル等のマークの概要はP20～を参照

7 ガイドラインの基準を満たす環境ラベル等

(1) 環境ラベル

環境ラベルは、購入者が環境負荷の低い製品やサービスを選択する際のひとつの目安となるマークである。環境ラベルには、第三者機関や業界団体等が認定するもの、個々の事業者が自ら実施するものなどがある。

環境ラベル等	ラベルの説明
エコマーク 	製造・使用・廃棄に伴う環境の負荷が少ない商品や環境改善効果のある商品につけられるもの。商品類型別に認定基準が定められている。
総合評価指標（コピー用紙、印刷用紙）  ※上の見本はコピー用紙の総合評価値ラベル ※ラベルは製品（外箱等）に表示されている	コピー用紙は、基本項目である古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合の4つと加点項目である白色度及び坪量の2つを合算したものが総合評価値とされる。印刷用紙は、基本項目はコピー用紙と同様だが、加点項目は塗工量及び白色度になり、非塗工紙は白色度を、塗工紙は塗工量をそれぞれ加算したものが総合評価値とされる。いずれも総合評価値80点以上が環境に配慮された紙としている。
FSC森林認証制度 	世界共通の原則・制度に基づいた国際的な制度。適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」がある。森林認証の認証マークの一つ。
PEFC森林認証プログラム 	各国の森林認証制度を相互承認していく認証プログラム。持続可能な森林管理のために策定された国際基準（政府間プロセス）則って林業が実施されていることを第三者が認証する「森林管理認証」、及び木製品や紙製品に関して森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者が認証する「生産物認証（CoC認証）」がある。森林認証の認証マークの一つ。
間伐材マーク 	間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。マークの使用には、普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類がある。
JOIFAグリーンマーク 	社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）が定めたグリーン購入法適合を示す会員企業のマーク。グリーン購入法で定めるオフィス家具10品目（いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード）の判断の基準等に適合。
統一省エネラベル 	省エネ性能を表す省エネラベル、多段階評価及び年間の目安電気料金などを組み合わせたラベルのこと。エアコン、液晶テレビは①のラベル、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座、照明器具（蛍光灯器具のうち、家庭用のものに限る）は②のラベルが貼り付けられている。
国際エネルギースタープログラム 	パソコン等のオフィス機器の国際的な制度で、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。
バイオマスプラスチックマーク 	植物等の由来物質をプラスチック構成成分として、日本バイオプラスチック協会（JBPA）が定める基準に適合するマーク。
バイオマスマーク 	生物由来の資源（バイオマス）を活用し、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に適合している環境商品のマーク。

環境ラベル等	ラベルの説明
<p>省エネルギー制度 (省エネ基準達成率)</p>  <p>緑色マーク 橙色マーク</p>	<p>エアコンやテレビ等の21品目の電気製品を対象に国の省エネルギー基準の達成状況が表示されている。 省エネ性能の優れた製品(省エネ基準達成率100%以上)には緑色のマーク、未達成(100%未満)の製品には橙色のマークを表示。調達の際には、緑色のマークの表示のあるものの購入に努めること。 ただし、パソコンと磁器ディスク装置の省エネ基準達成率は次のように表される。 100%以上200%未満:A 200%以上500%未満:AA 500%以上:AAA</p>
<p>燃費基準達成車 ステッカー</p>  <p>※見本は燃費基準達成車の一部</p>	<p>自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく燃費基準を達成しているもの、及び同基準を上回る燃費性能を有するもの(％標記)にステッカーを表示する。 2030年度燃費基準達成車 100%達成、95%達成、90%達成、85%達成、80%達成、75%達成、70%達成、65%達成、60%達成、55%達成 2020年度燃費基準達成車 110%達成、105%達成、100%達成 2015年度燃費基準達成車 125%達成、120%達成、115%達成、110%達成、105%達成、100%達成</p>
<p>低排出ガス 認定車の車体 標示</p>  <p>※見本は低排出ガス認定車の一部</p>	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示す、国土交通省の認定マーク。 平成17年基準 75%低減レベル、50%低減レベル 平成21年基準 10%低減レベル 平成30年基準 75%低減レベル、50%低減レベル、25%低減レベル</p>
<p>低燃費タイヤ 統一マーク</p>  <p>※上の見本は転がり抵抗性能の等級がAAで、ウェットグリップ性能の等級がcの場合のラベル</p>	<p>転がり抵抗性能の等級がA以上で、ウェットグリップ性能の等級がaからdの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、左記の統一マークを表記。グリーン購入法で定める「タイヤ」の判断基準等に適合する。</p>
<p>低車外音タイヤ マーク</p> 	<p>タイヤ騒音の割合が高まった背景から、国際基準UN R117-02が定める車外騒音基準値を満たすタイヤを「低車外音タイヤ」としてマークを表記。表示制度を定めることで低車外音タイヤの普及促進を図っています。</p>
<p>PETボトルリサイクル 推奨マーク</p> 	<p>回収された使用済指定ペットボトルから日本国内で再商品化されたフレーク、ペレット、またはパウダーが25%以上原料として使用されており、商品の主要構成部材として利用されているものにつけられるマーク。</p>
<p>エコ・ ユニフォームマーク</p> 	<p>グリーン購入法に適合する再生ポリエステル繊維素材使用の「制服・作業服」に添付するマーク。 ※配色、サイズともに2種類ある。</p>
<p>衛生マットレス</p> 	<p>一定の環境に関連する基準を満たすマットレスに表示されるマーク。</p>
<p>グリーンプリンティング</p> 	<p>印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定する総合認定制度。印刷業界及び市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進している。</p>
<p>環境推進工場登録制度</p> 	<p>印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者(工場等)を認定・登録する制度。全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営している。</p>
<p>植物油インキマーク</p> 	<p>印刷インキ工業連合会が定めた植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油等を含めた植物油全般のこと。</p>








環境ラベル等	ラベルの説明
バタフライロゴ 	印刷のプロセスの中で最も環境配慮がされたオフセット印刷方式（製版時の現像廃液がない、湿し水・IPAを使わない、VOCの放散量が少ない印刷方式）を使用している際に表示できるマーク。
グリーン経営認証 ロゴマーク 	交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づき、一定のレベル以上の取り組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行ったことを表示したロゴマーク。グリーン購入法で定める「輸配送」及び「旅客輸送」の判断の基準等に適合。
グリーンインキ マーク 	環境への影響が少ない原料をインク中にどの程度用いているか、その割合による環境配慮の度合い。 ※3つのランクがある。
日射調整フィルム 	日本ウィンドウ・フィルム工業会が定めたグリーン購入法適合を示す製品のマーク。 ・遮蔽係数 0.7未満、かつ可視光線透過率10%以上 ・熱貫流率 5.9W/(m ² ・K)未満 ・日射調整性能について、適切な耐候性（JIS A5759）を有する
フレーム環境マーク 	全日本ベッド工業会が定める、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。
JISマーク 	JISマークは、産業標準化法第30条第1項などに基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）だけが、認証を受けた鋳工業品等に対して表示することができるマーク。

(2) 識別表示マーク

識別表示マークとは、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づいて表示される分別回収を促進するためのマークである。この法律で指定表示製品※に指定されているアルミ缶、スチール缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材については、消費者が容易に分別できるよう材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられている。

注：個々の物品・サービスの環境負荷情報を表すマークではない。

※指定表示製品：分別回収をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品のこと。アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材がこれに指定されている。

識別表示マーク名称		マ ー ク 表 示		マークの説明
アルミ缶				アルミニウム 主な製品：炭酸飲料、ビールなど
スチール缶				スチール 主な製品：缶コーヒー、果実飲料、茶飲料など
PETボトル				飲料、酒類、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢・調味料、ノンオイルドレッシングのPETボトルに表示が義務づけられている。
紙製容器包装				段ボール、アルミニウムを使用していない飲料用紙パックを除く紙製の容器包装について表示が義務づけられている。
プラスチック製容器包装				プラスチック製の容器包装について表示が義務づけられている。 （飲料、酒類、特定調味料用PETボトルを除く）
小形二次電池	ニカド電池	Ni-Cd	記号  があわせて標示されている場合がある。	このマークは充電式電池の本体や、充電式電池のリサイクルボックス等に印刷されている。
	密閉型ニッケル・水素蓄電池	Ni-MH		
	リチウム二次電池	Li-ion		
	小形シール鉛蓄電池	p b		
塩化ビニル製建設資材				このマークは塩化製建設資材（塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙）に表示されている。

8 環境配慮型製品に関する情報を提供するデータベース

ホームページ	アドレス等
グリーン購入ネットワーク（GPN）（エコ商品ネット）	グリーン購入の取組みを推進するために設立された企業・消費者・行政による全国ネットワーク。環境配慮型製品に関する情報検索サイト。 https://www.gpn.jp/econet/
省エネ型製品情報サイト	家電製品、ガス・石油機器について製品の省エネ情報検索サイト。 https://seihinjyoho.go.jp/

「中央区グリーン購入ガイドライン」

令和8年4月1日発行

編集・発行 中央区環境土木部環境課

中央区築地1-1-1

TEL03-3546-5407

刊行物登録番号
8-006